

令和5年度「東区地域福祉活動サポート助成事業」募集要項

1.事業の目的

この事業は、社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会（以下「本会」）が、共同募金配分金を財源に公募で行う助成事業です。第4次東区地域福祉活動計画の推進と共同募金運動への理解の拡大を目的に実施します。

2.助成金の交付対象

次のA・B2つの要件を満たす団体及び活動を対象とします。

A（団体）：東区を主な活動拠点とする、以下の非営利の地域福祉団体

- （1）法人格を持たない任意団体（ボランティア団体や、地域の有志の集まり等の少人数のグループ等）…例）法人内の有志のグループ、学校の部活動、町内会や自治会等
- （2）営利を目的としない法人…例）NPO 法人等

B（活動）：令和5年度内に東区内で行われ、助成を希望する活動内容が第4次東区地域福祉活動計画の実施項目に沿った活動（どれか一つにあてはまれば可）

【第4次東区地域福祉活動計画の実施項目】…詳細は資料①参照

- ①身近なところでニーズをすくう（掬う・救う）仕組みをつくります
- ②楽しみながら社会貢献できる仕組みをつくります
- ③はじめの一步を後押しします
- ④男性の福祉活動を応援します
- ⑤学生の福祉活動を応援します
- ⑥仕事をしている人とのつながりをつくります
- ⑦ボランティアや地域活動を表現できる機会をつくります
- ⑧住民目線の情報提供をします
- ⑨みんなの福祉活動を応援する財源を確保します
- ⑩誰もが気軽に参加できる機会をつくります

*この10の実施項目に沿った活動に対しての助成です。
複数の項目に該当しても構いません。
具体的な例を別添資料①に表記してありますので、申請の参考にしてください。

3.助成の種類

（1）活動助成…団体等が取り組む事業にかかる経費

*次の事業については、助成の対象外とします。

- ・他から助成金・補助金を受けている事業
- ・営利を目的とする事業
- ・会員の飲食にかかる経費
- ・団体の人件費（講師謝礼は除く）や経常経費にかかわるもの
- ・その他不相当であると認められる事業

（2）備品助成…団体等が活動の発展のための備品を購入するために必要な経費

*次に該当するものは、助成の対象外とします。

- ・特定の個人が専ら使用するもの
- ・前年度助成を受けた備品（類似品を含む）
- ・その他不相当であると認められる備品

【過去の助成の申請例】（旧ボランティア応援助成を含む）

●活動助成の申請例

- ①リーフレットやチラシの製作費
- ②講座や勉強会を開催（講師謝礼、資料作成費、会場費等）

●備品助成の申請例

- ①ボランティア活動時に必要な備品（エプロン等の備品購入費）
- ②学校の部活動紹介用のパネル作成に必要な消耗品（パネルやロール紙等材料購入費）
- ③サロンのイベント時に必要な備品（インスタントカメラ、フィルム等の消耗品等購入費）

4.助成金の申請上限額

50,000円

*活動助成、備品助成の両方の申請が可能ですが、助成の種類ごとに1団体1件までとします。

5.申請方法

「令和5年度 東区地域福祉活動サポート助成事業申請書」（様式1）に必要事項をご記入の上、必要書類を添え来所または郵送で本会に提出してください。ご希望があれば申請書の郵送やデータの送信をいたします。

申請締め切り 令和5年7月3日（月）

*** 来所の場合は17時まで受付。郵送の場合は締切日必着。**

6.審査方法

（1）第1次審査

本会による書面審査を実施し、7月中旬頃までに、第1次審査の結果を申請団体に通知します。

（2）第2次審査

第1次審査を通過した団体に対し、8月2日（水）に審査員による質問会を開催し、助成の可否や助成金額を決定します。その結果を団体に通知します。

第1次審査を通過した団体は、必ず第2次審査に出席していただきます。出席されない場合は、申請を辞退したものとみなします。

* 審査基準

- ①必要性：福祉的な効果が期待できるもので、地域にとって必要と思われる活動であるか。
- ②継続・発展性：今後の発展を期待できるものであるか。
- ③財政的：効果的に経費が活用されているか。
- ④関連性：第4次東区地域福祉活動計画の実施項目に沿ったものであるか。

7. 審査員等

- (1) 学識経験者、本会役員等

8. 助成金の交付

審査の結果、助成金の交付が決定した団体へ「助成決定通知書」を交付し、助成金の交付を行います。助成申請額が減額される場合がありますので、ご承知おきください。

9. 活動の報告

助成を受けた団体は、事業終了後2週間以内に「事業報告書」（様式5）を本会会長へ提出してください。また地域住民やボランティアが参加する本会事業の中で、今回助成を受けた活動や、購入した備品について報告をしていただきます。

10. 助成金返還

次のいずれかに該当する場合は、助成金の金額、または一部返還をしていただきます。

- (1) 所要額が助成交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 不当に助成経費が使用されたとき

11. その他

(1) 申請内容や事業報告等を本会の広報誌やホームページなどに掲載する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 申請書等に記載されている個人情報については、本会個人情報保護規定に基づき、適正に管理します。

(3) この助成金は共同募金を財源としています。共同募金運動への理解促進のため、チラシへの掲載、のぼりの活用、募金箱の設置や街頭募金など共同募金運動へのご協力をお願いします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金とは？

赤い羽根共同募金は、毎年10月1日から12月31日まで「赤い羽根」をシンボルに行われる募金運動です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「じぶんの町を良くするしくみ。」として、様々な地域課題を解決する活動を財政面から支援しています。東区内で皆さまからお寄せいただいた募金の約80%が東区の地域福祉向上に、約20%が愛知県内の福祉施設の整備等のための貴重な財源として役立てられます。

【赤い羽根共同募金 街頭募金活動の様子】



○東区地域福祉活動サポート助成事業は、赤い羽根共同募金を財源に実施しています。



活動経費助成（講師謝金等）



ボランティア活動の備品助成



ボランティア活動の備品助成



第2次審査会の様子



本会事業の中での報告の様子



本会事業の中での報告の様子

【申込み・お問合せ】 社会福祉法人 **名古屋市東区社会福祉協議会**

〒461-0001

名古屋市東区泉二丁目 28-5 高岳げんき館（東区在宅サービスセンター）

電話 932-8204 FAX 932-9311

メール：higashiVC@nagoya-shakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.higashi-fukushi.com/>